

船橋市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度及び平成17年度から平成24年度包括外部監査結果に係る措置状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成27年2月3日

船橋市監査委員	中 村 章
同	増 田 尚 功
同	浅 野 正 明
同	高 木 あきら

年度管理番号	頁	監査対象	項目	区分	報告書記載事項	措置状況
42	108	消防局 総務課	Ⅲ2(5)③	指摘	備品の適切な管理のために、重要物品以外の備品についても財務規則第210条に定める定期現況調査を実施しなければならない。	平成26年8月をもって、備品の現状確認調査を終了済み。
65	158 159	情報システム課	Ⅲ4(5)①	指摘	<p>研修を受講した所属長は職員に対し「情報管理チェックシート」により守秘義務についての説明を行い、所属長及び職員は当該シートに署名することとしている。市はこの取り組みを定期的(例えば年1回)に実施するべきである。</p> <p>誰がログインしたかの履歴を残すことは、今回のような情報漏えい事件を未然に防ぐ点からも有用であると考えられる。市は今回の事件を受けて他の部課においてもログインの状況を調査しているが、この運用を徹底する必要がある。</p> <p>市はこれらの取り組みが各部課において継続的に行われているかを確かめるために定期的に監査を実施しなければならない。</p>	<p>情報管理チェックシートによる守秘義務の説明は年1回行っている。</p> <p>ログ監視については、情報系のパソコンについて、今年度から各所属長がログの確認を行っている。</p>
66	161	情報システム課	Ⅲ4(5)②	指摘	<p>Check(解析、監査、監視)及びAction(改善)は市全体では行われていない。しかし、これらの取り組みは、有効な情報セキュリティ体制を構築・維持するためには不可欠なものとする。</p> <p>市はまず情報セキュリティ監査を実施し、監査の結果発見された問題点を改善していく取り組みが必要である。</p> <p>実際の運用等が各部課に委ねられているが、情報システム課では運用状況等を把握していない。有効なセキュリティ体制を構築・維持するために、情報システム課ではまずこれらの点について監査を実施し、運用状況を把握し、発見された問題点を改善していく取り組みが必要である。</p> <p>現在使われていない外部記録媒体がどれくらいあるかの調査を行い、保存不要なデータについては直ちに消去や媒体の破壊等を実施し、必要な外部記録媒体だけを厳重に保管することで情報の漏えいリスクを回避する必要がある。</p> <p>現在は貸与者本人に入室カードを所持しているかの確認を行っておらず、有効な棚卸とは言えない。このため、例えば入室カードを部外者が入手し、電子計算機室に入室するリスクがある。市は入室カードの棚卸実施要領を早急に整備し、定期的に貸与者本人への確認を実施すべきである。</p>	<p>平成25年に行われた外部業者による情報セキュリティ監査により把握された問題点については各課に結果を通知し改善を促すとともに、新たに作成した監査ガイドラインに基づき、内部監査(自己点検)を定期的に行っていく。</p> <p>不使用の外部記録媒体については調査を行い、破砕するため当課に持ち込むよう通知した。また、今後使用しない外部記録媒体が生じた場合には都度破砕するよう指導している。</p> <p>入室カード台帳については整理を行い、昨年度末に一度棚卸しを実施した。</p>